1．公園施設長寿命化計画の概要

本計画は、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】」（国土交通省：平成30年10月）（以下、「指針」という。）をもとに策定しました。

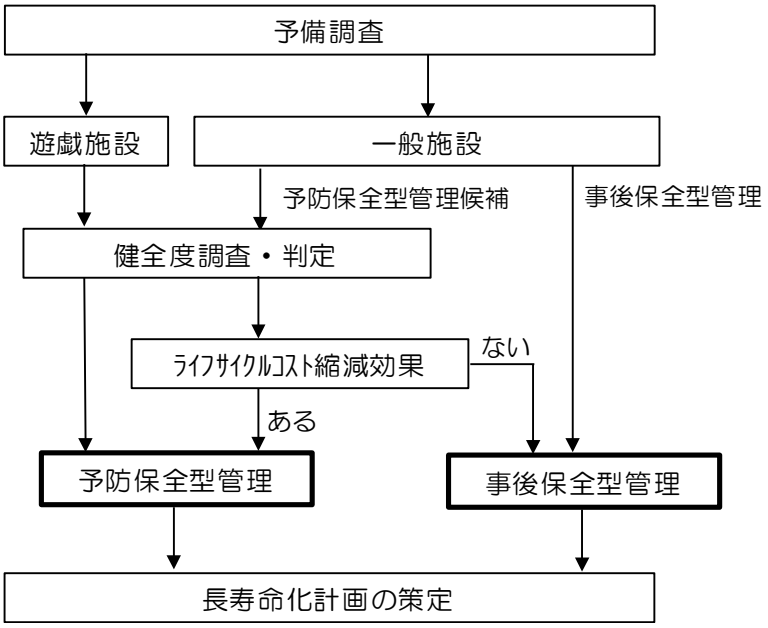

図-１　公園施設長寿命化計画の策定フロー

2．予備調査

予備調査では都市公園台帳や工事図書（竣工図）等の基礎資料から対象施設に関する基本情報を整理します。また、その段階で健全度調査票を作成し、基本情報を転記します。

調査では管理方法の違いから施設を「予防保全型管理を行う候補の施設」と「事後保全型管理を行う施設」に区分し、設置状況、劣化や損傷の概要を整理します。

また、現地において、公園施設の設置状況、劣化や損傷の状況を把握します。

※用語説明

＜予防保全型管理＞

公園施設の機能保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止するため、公園施設の日常的な維持保全（清掃・保守・修繕など）に加え、日常点検、定期点検の場を活用した定期的な健全度調査を行うとともに、施設ごとに必要となる計画的な補修、更新を行うもの。

＜事後保全型管理＞

維持保全（清掃・保守・修繕など）や日常点検、定期点検を実施し、劣化や損傷、異常、故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で、撤去・更新を行うもの。

３．健全度調査及び健全度判定

健全度判定は、健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設ごとの劣化や損傷の状況や安全性などを確認し、公園施設の補修、もしくは更新の必要性について、総合的な判定を行います。また、健全度判定を行うことで、施設の機能保全や安全性などの確保を速やかに行うことが必要な公園施設を把握することができます。健全度の総合的な判定は、「Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ」の四段階で評価します。

表-1　健全度判定における評価基準

ランク	評価基準
A	・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの
C	・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの
D	・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要なもの

４．長寿命化計画の策定

（１）長寿命化計画策定の流れ

公園施設に関する基本方針については、「公園施設の長寿命化のための基本方針」と「日常的な維持管理に関する基本方針」を設定します。

公園施設の長寿命化対策の検討は、予防保全型管理を行う候補に分類した施設について、予防保全型管理を行う場合と事後保全型管理を行う場合のライフサイクルコストの比較を行います。

具体的には、健全度調査・判定の結果を踏まえ、施設ごとに長寿命化対策を行う場合の時期や対策内容を設定します。その上で、予防保全型管理、事後保全型管理それぞれに要する費用、使用見込み期間を用いて、単年度あたりライフサイクルコストの額をそれぞれ算出して、どちらが低廉なコストでの管理となるかを比較し、施設ごとの管理類型を決定します。

一方、予備調査の段階で事後保全型管理に分類した施設についても、更新の時期や費用を設定します。

これらの検討結果を整理し、長寿命化対策や更新を行う年度や費用が偏っていないか確認、調整も行った上で、長寿命化計画としてとりまとめます。

※用語説明

＜使用見込み期間＞

公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定される期間のこと。

＜ライフサイクルコスト＞

公園施設の使用見込み期間中に生ずる費用のうち、「毎年の維持保全費」、予防保全型管理において施設の寿命を伸ばすことを目的に実施する「定期的に実施する健全度調査費用」、「補修に関する費用」、「撤去・更新に関する費用」の合計を指す。